

令和5年度芦屋市生活困窮者 自立支援制度に関する 事業実績報告書

令和6年9月 芦屋市

目 次

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績	1
1 相談実績	1
(1) 自立相談支援事業の相談分析	1
2 支援実績	5
(1) 相談支援	5
(2) 自立相談支援事業による就労支援	7
(3) 自立相談支援事業における他事業との連携	8
(4) 他機関等との連携	8
3 成果と課題	9
II 家計改善支援事業（任意事業）の実績	13
1 支援実績	13
(1) 新規面談の家計再生プラン実績	13
(2) 支援実績の集計	14
(3) 滞納金の支払い	15
(4) 周知・啓発	16
2 成果と課題	16
III 就労準備支援事業（任意事業）の実績	18
1 支援実績	18
(1) 就労準備支援事業の相談分析	18
(2) 社会資源の開拓	20
(3) 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について	21
(4) 周知・啓発	22
2 成果と課題	22
IV 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績	24
1 支援実績	24
(1) 学習支援	24
(2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」）	25
(3) 養育支援	26

2	成果と課題	27
V	事業推進体制	29
1	芦屋市多機関協働推進委員会	29
2	総合相談連絡会	32
3	事例検討会	32
4	阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会	33
VI	その他	34
1	広報啓発	34
2	近隣市との情報交換会等	34
3	職員研修	35
VII	参考資料	36
1	芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱	36
2	芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿	39

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

<事業の概要>

令和2年3月から続いた新型コロナウイルス感染症に関する特例的取り扱いが終了し、社会状況が戻りつつある中、生活再建が思うようにならない方からの相談が増えました。社会福祉協議会で実施していた新型コロナウイルス特例貸付の償還が始まり、また、事業主向けの貸付も償還が始まったことで、収入が戻っていない人から「返済が苦しい」、「生活費がない」という相談が増えました。

相談者の多くは家賃や水道光熱費、国民健康保険料の滞納などから、住宅を失う恐れや病院受診が必要な時に制限がかかるなど、深刻な状態にある世帯も見られます。貸付に関する相談が増え、貸付の利用対象とならないとわかると、家計の見直しなどの支援策を断る人も多く、必要な人に支援が届いていない状況があると考えられます。

今年度は、昨年度に続き「生活相談会」を開催し、食料品と日用品の無償配布も実施しました。日曜日に開催することで、平日相談に来ることが難しい方向けの相談会としました。

また、社会的孤立・ひきこもりの方への支援の充実を図るため、さまざまな取組を利用者とともに考え進めてまいりました。社会とのつながりを取り戻し、自立した生活をすることを目標に支援を展開しました。

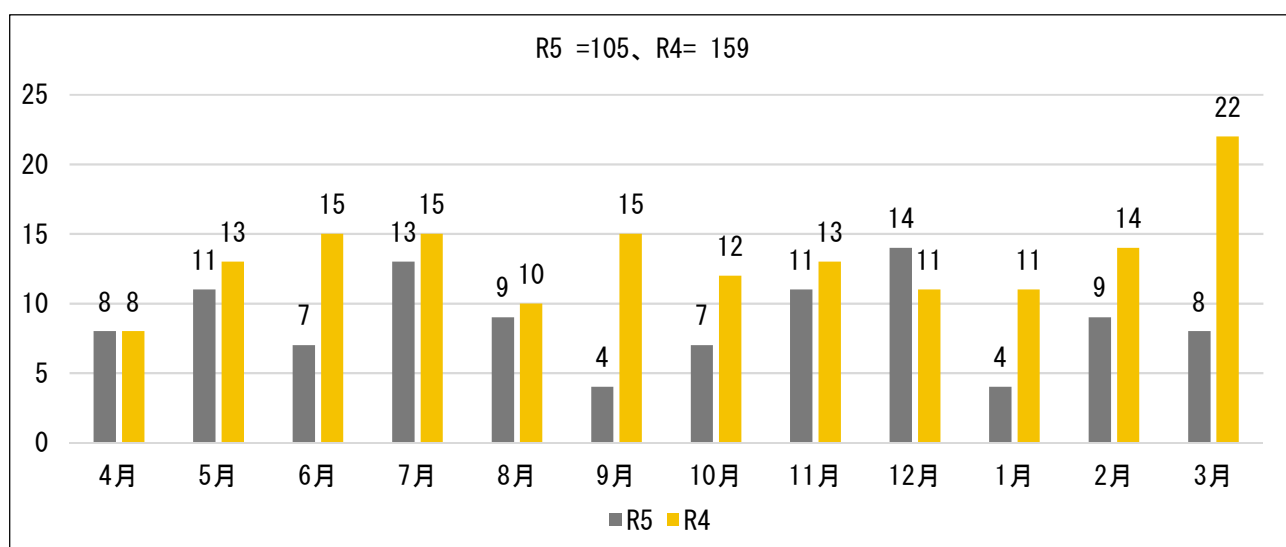
今後は、社会参加支援を積極的に取組むことを目標に、関係機関や関係する方々との連携をより深めてまいります。

1 相談実績

(1) 自立相談支援事業の相談分析

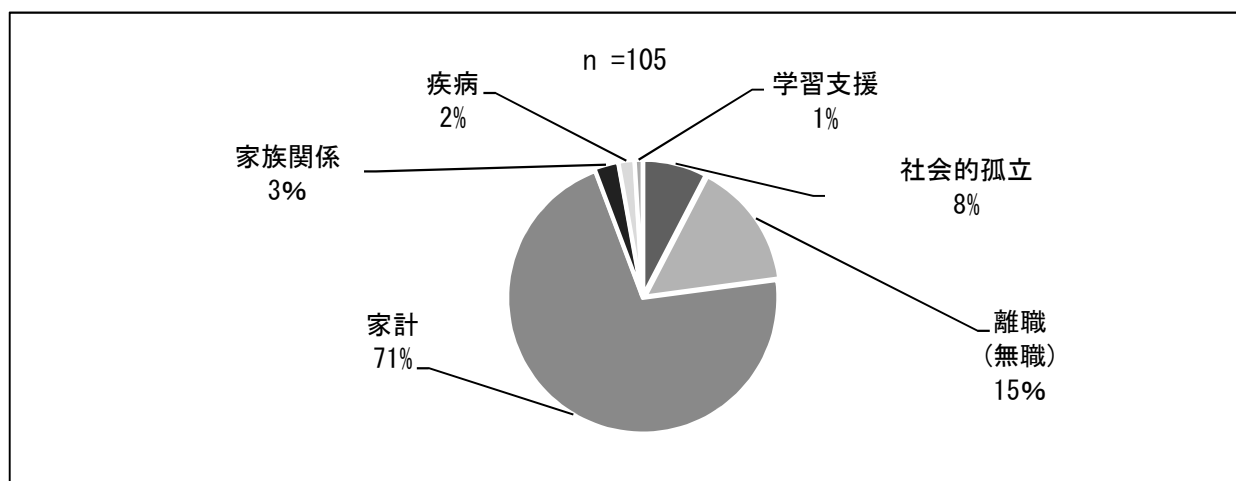
ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



イ 主な困りごと種別

【図表 1-2①】



【図表 1-2②】

困りごとの詳細（複数回答があるため、相談者数とは合致しません。）

項目	件数	項目	件数
病気や健康、障がいのこと	10	地域との関係について	0
住まいについて	20	家族との関係について	5
収入・生活費のこと	32	子育てのこと	1
家賃やローンの支払いのこと	16	介護のこと	0
税金や公共料金等の支払いについて	9	ひきこもり・不登校	3
債務について	10	DV・虐待	1
仕事探し、就職について	10	食べるものがない	1
仕事上の不安やトラブル	1	その他	2
合計			121

相談内容について、「収入・生活費のこと」が多い状況ですが、「住まいについて」、「家賃やローンのこと」など住宅にまつわる困りごとが多いです。家賃滞納による強制退去などの相談もあり、転居先を探す支援や転居費用の工面などにも限界がある状況です。

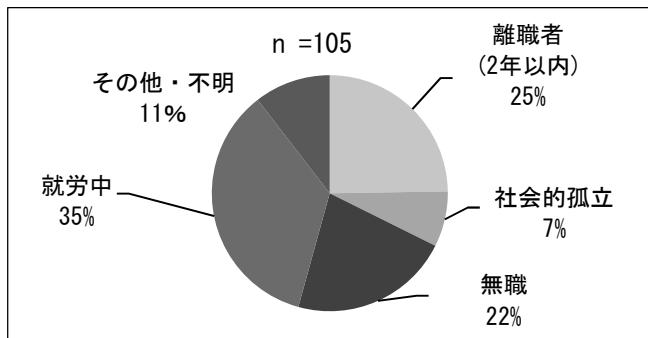
【図表 1-3 年代別の状況】

年代・男女 困りごと	10代		20代		30代		40代		50代		60~64歳		65歳以上		不明	合計		R4
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	
社会的孤立	0	0	0	0	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	6	2	18
離職（無職）	0	0	1	2	2	5	1	0	1	0	2	0	0	2	0	7	9	17
家計	1	0	1	1	3	4	1	2	16	11	5	2	10	14	4	37	34	116
家族関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	2	25
疾病	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	3
学習支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	1	0	2	3	7	9	4	3	21	13	7	3	10	18	4	52	49	159

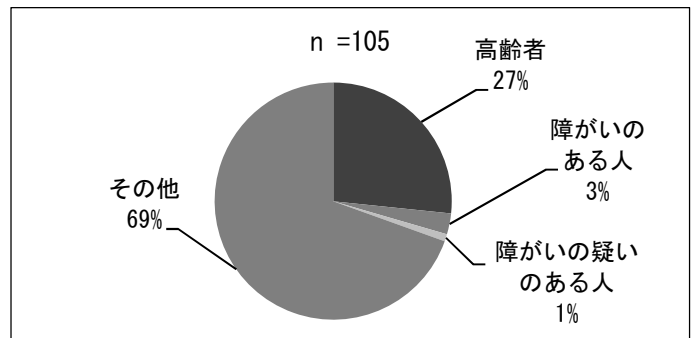
家計に関する相談が多く、50代以降の方からの相談が多い状況です。高齢者からは貸付の相談が多く、令和4年3月末で年金担保融資が廃止になったことにより、過去、利用経験がある人は借入先を探して問い合わせをされます。しかし貸付対象外だとわかると、家計の見直しなどの支援提案には拒否的な方が多く、将来的に深刻な状況になることが予想されます。

ウ 就労状況・対象者

【図表 1-4 就労状況】



【図表 1-5 対象者】



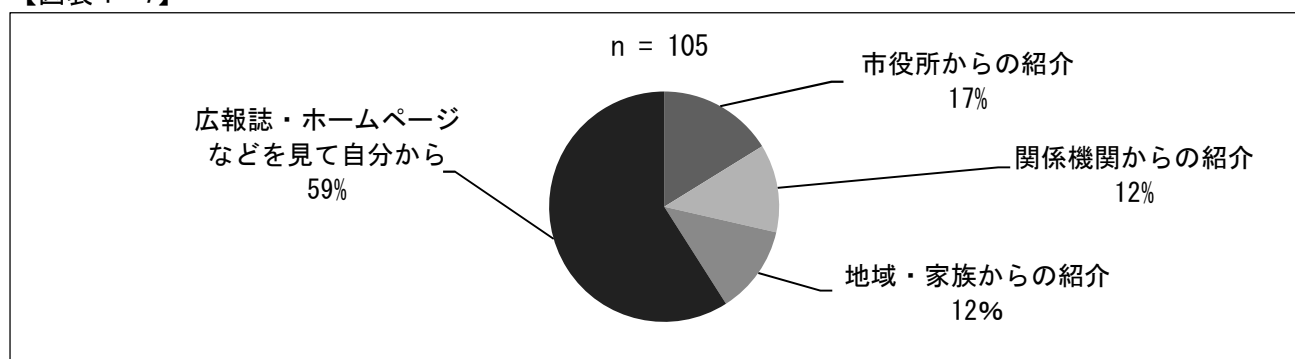
【図表 1-6 就労状況・対象者】

就労状況 \ 対象者	高齢者	障がいのある人	障がいの疑いのある人	その他	合計	R4
離職者（2年以内）	3	0	0	23	26	30
社会的孤立（ひきこもり）	0	1	0	7	8	19
無職	12	2	0	9	23	33
就労中	12	0	1	24	37	57
その他・不明	1	0	0	10	11	20
合計	28	3	1	73	105	159

「その他」に分類される方は、就労中の方も多く、お金に関する問題を抱えている方が多い状況にあります。

エ 相談経路

【図表 1-7】



【図表 1-8 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 総合相談窓口からの紹介		件数
市民参画・協働推進課	4	高齢者生活支援センター	3	地域・家族	家族・知人・大家	10
生活援護課	3	障がい相談支援事業所・障がい基幹相談支援センター	4		民生委員・児童委員	3
こども家庭・保健センター	3	若者相談センターアサガオ	2		小計	13 (13)
保険課	2	兵庫県社会福祉協議会	1	広報誌・ホームページなどを見て自分から		62 (103)
債権管理課	1	芦屋健康福祉事務所	1			
高齢介護課	1	家計改善支援事業	1	(C) 合計		75 (116)
広報国際交流課	1	自立相談支援機関	1			
こども政策課	1	(B) 合計	13 (16)			
住宅管理センター	1					
(A) 合計	17 (27)	※各項目合計（ ）内の値：令和４年度実績				

※各項目合計（ ）内の値：令和4年度実績

【図表 1-9 主な困りごとと種別の相談経路】

困りごと 相談経路		社会的孤立		離職（無職）		家計		家族関係			疾病			学習支援		合計			R4		
		全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・	全 数	負債有 内滞納・		
(A) 市役所 からの紹介		1	0	3	1	12	7	1	0	0	0	0	0	0	17	8	27	7			
(B) 関係機関 からの紹介		3	0	1	1	9	1	0	0	0	0	0	0	13	2	16	4				
(C) 総合相談 窓口からの 紹介	地域・家族 からの紹介	3	1	2	1	5	2	1	0	2	0	0	0	13	4	13	3				
	自分から (広報誌等)	1	0	10	1	49	28	1	1	0	0	1	0	62	30	103	32				
合計		8	1	16	4	75	38	3	1	2	0	1	0	105	44	159	46				

相談経路に関しては市役所内でもこども福祉部以外からのつながりが増えており、自分から相談に来る人も増えていることから、今後も周知啓発と関係機関との連携を進める必要があると考えられます。

2 支援実績

(1) 相談支援

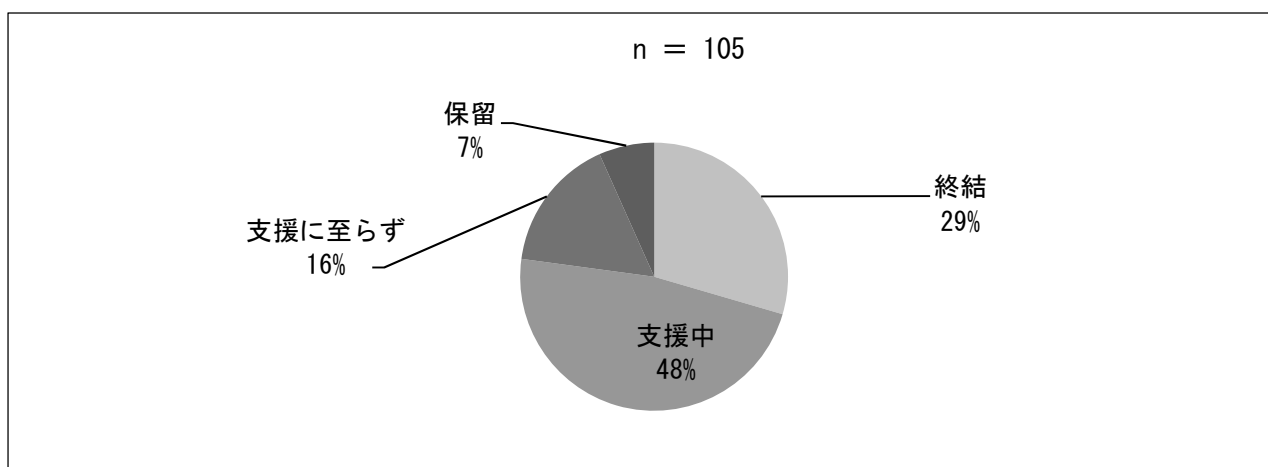
ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和5年度実績】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	R4
新規相談受付件数（本人未特定を含む）		8	11	7	13	9	4	7	11	14	4	9	8	105	159
プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時）		1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	37
	情報提供のみで終了	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	33
	他機関へのつなぎで終了	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数（再プランを含む）		6	5	6	6	6	3	4	4	5	7	4	5	61	61
就労支援対象者数（プラン期間中の一般就労を目標にしている）		3	0	4	1	3	1	1	1	1	0	0	5	20	27
事業法等に基づく 法に基 づく	住居確保給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	4
	住居確保給付金 再支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	家計改善支援事業	2	0	3	2	2	0	1	1	0	2	2	1	16	25
	就労準備支援事業	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	2	1	8	5
	自立相談支援事業による就労支援	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	10
	子どもの学習・生活支援事業	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	子どもの学習・生活支援事業 （生活保護受給世帯）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	生活福祉資金による貸付	3	3	2	0	0	1	2	1	0	2	1	1	16	22
	生活保護受給者等就労自立促進事業	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	7	11
評価実施件数（再プランを含む）		2	2	3	4	2	6	1	3	2	6	2	4	37	27
評価結果	終結	2	1	1	1	0	2	0	1	0	2	0	0	10	5
	再プランして継続	0	1	2	3	2	4	1	2	2	4	2	4	27	22
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見られた 変化	変化あり	2	2	3	4	1	5	1	3	2	5	2	4	34	23
	変化なし	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	4
評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		2	1	0	2	0	0	0	2	1	1	1	4	14	12
	一般就労開始	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	4	3
	就労収入が増加	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	2

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和 5 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

		社会的 孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	学習支援	合計
終結	H27～R4 度 *	2	7	33	0	0	0	42
	R5 度	1	4	26	0	0	0	31
	合計	3	11	59	0	0	0	73
支援中	H27～R4 度 *	30	23	186	10	8	1	258
	R5 度	6	8	32	2	1	1	50
	合計	36	31	218	12	9	2	308
支援 に至らず	H27～R4 度 *	11	3	65	2	4	0	85
	R5 度	1	4	17	1	1	0	24
	合計	12	7	82	3	5	0	109
中断	H27～R4 度 *	1	2	8	1	0	0	12
	合計	1	2	8	1	0	0	12

* H27～R4 年度中に終結に至らなかったケース

全ケースの中で、家計に困りごとがある方の「支援に至らず」が多く、家計の見直しのため家計改善支援事業を活用し、踏み込んだ支援を提案すると、本人が生活状況を変えることを望まない場合、具体的な支援に至らないことがあります。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法 主な 困りごと	就労	家計改善	他機関 つなぎ	他市転出	その他	合計	R4
社会的孤立	0	0	3	0	0	3	3
離職（無職）	3	2	2	2	2	11	7
家計	2	10	15	6	26	59	51
家族関係	0	0	0	0	0	0	1
疾病	0	0	0	0	0	0	1
合計	5	12	20	8	28	73	63

ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5 主な解決法の種別】

解決法 期間	就労	家計 改善	他機関 つなぎ	他市 転居	その他	合計	R4
3 か月以内	1	0	2	0	10	13	3
6 か月以内	1	2	3	3	8	17	9
12 か月以内	0	2	0	0	0	2	15
18 か月以内	0	2	3	2	1	8	0
24 か月以内	2	6	2	2	3	15	24
36 か月以内	0	0	5	0	4	9	12
36 か月以上	1	0	5	1	2	9	0
合計	5	12	20	8	28	73	63

困りごとの解決法として「他機関つなぎ」が多い状況ですが、生活保護受給や障がい者福祉支援などにつながる方もありました。

エ 生活援護課との連携

相談者の中には一時的に生活保護を利用することが望ましい方がいますが、車や原付バイクを手離すことを嫌がり、申請に至らない場合があります。

(2) 自立相談支援事業による就労支援

高齢者の相談では貸付を希望する相談が増えています。突発的な出費に対応できないだけでなく日常的に赤字家計である世帯が増えていると推測されます。ハローワーク西宮との連携で就労支援を行います。職種を選ぶ人も多く、就職に結びつかないことも多くみられます。

その場合、生活にかかる経費の見直しが必要となり、公営住宅への転居など家賃を含む固定経費の削減を提案します。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

芦屋市で取り組んでいる生活困窮者自立相談支援事業に関連する事業担当者間で打合せを継続し、支援にかかる見立てや支援策の検討を行いました。支援調整会議等ではハローワークにも参加いただき、個別支援の課題の共有と支援策の協議を行いました。

(4) 他機関等との連携

社協が取り組んできたコロナ特例貸付の利用者の中には、外国籍の住民や在留外国人も多く、言語や生活様式、文化の違いなど相談対応する際に、十分にアセスメントできないなどの課題が表面化しました。

昨年度に続き、「生活相談会」開催し、多機関との連携による相談と、食料と生活用品の無償配布にも取り組みました。

【その他の機関・事業利用数】

機関・事業名	内容	利用数
フードバンク関西による食材提供	所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。	4 件
生活物品等ゆずりあいネットワーク	芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けることができる。	2 名 2 点 (家電・日用品・衣類等)
フードドライブによる食材提供	コープこうべ、芦屋市環境施設課と芦屋市社協で余剰食品の提供を受け、即時必要な方へ向け数日分の食材を提供するもの。	12 名
福祉を高める運動世帯 経済的支援	民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年 2 回配分金をお届けするもの。	17 世帯
生活福祉資金等貸付（従来からのもの）	兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。子どもの進学費用の貸付。	教育支援資金 2 名
国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金	子どもや女性支援を活動方針としている国際ソロプチミスト芦屋による基金を活用し、子どもや女性に必要な生活用品の購入を支援するもの。 【思い出プロジェクト】 経済的に豊かではない世帯の子どもたちの心に残る取り組みとして、ボランティアカメラマン等の協力を得て、七五三のお祝い写真を作成する取組。	5 世帯 4 世帯
生活相談会	「生活相談会」を開催。食料と生活用品の無料提供会も同時開催。	16 組

3 成果と課題

(1) 周知・啓発

実績・成果

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容を周知しました。
- ・赤い羽根共同募金会から助成を受け、「生活相談会」を開催し、食料や日用品提供を併せて実施しました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行いました。
- ・関係機関に家計改善支援事業を知ってもらうため、家計改善支援事業担当者と協力して債務整理勉強会を開催しました。
- ・債務整理の相談や滞納税金・保険料の支払いに同行するなど、関係機関と連携した支援を行いました。
- ・債権管理課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封したことをきっかけに、相談につながる方が増えてきました。
- ・総合相談連絡会等で「めーむひろば」での就労体験の周知に取り組んだことで、組合員登録者を一定数確保することができました。

課題

- ・家賃滞納などで強制退去を迫られている場合などは、住居の確保をどのようにするか検討が必要だと思われます。
- ・経済的に不安定な子育て世帯へ支援を届けるため、子ども家庭総合支援担当や教育委員会と連携していきます。

(2) 家計相談

実績・成果

- ・社協地域福祉係と協力し、民生委員児童委員や福祉推進委員に働きかけ、生活に悩みを抱える方に対し早めの相談を周知するため、相談窓口案内チラシを配布しました。
- ・家計に課題のある世帯については、相談対応の初期から家計改善支援員に面談同席してもらうことで、早期に家計収支表作成等に取り組むことができ、早い段階で経済的な生活再建策を提案することができました。
- ・自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援につなげることで、相談者の生活再建の道筋が見え、見通しを持った家計の見直しに取り組むことができました。
- ・世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増加しており、関係機関との協力で世帯支援を行うため、担当者間で顔の見える関係づくりに取り組むことで、連携を深めることができました。

課題

- ・家計に問題があるが見直しには消極的な人は、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等が必要であると考えています。

(3) 地域での居場所・役割

実績・成果

- ・社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターと協働し、出張居場所を開催しました。
- ・事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討しました。
- ・親の会として情報共有や勉強会などに取り組む「ひだまりの会」を継続的に開催することで、ひきこもりの状態像が違う参加者が意見交換することができました。
- ・新たな居場所として、相談者へボランティア活動の紹介を行うため、地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携することができました。

課題

- ・社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートしますが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとすれ違うことがあります。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要があります。
- ・社会的に孤立していて、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みを検討していきます。

(4) 就労支援

実績・成果

- ・就労条件のこだわりの多さから求職先が見つかりにくく、就職に結びつかない方には、こだわる理由や現実との乖離など本人とともに考える時間を確保し、丁寧な就労アセスメントを行いました。
- ・コープこうべの協力のもと、保健福祉センターでの「めーむひろば」を就労体験の場として活用することで、3名が就労に結び付けました。

課題

- ・就労準備支援事業利用から始めた方が良い対象者であっても、経済状況が苦しい方は生活費を得ることを優先せざるを得なくなり、就労しても継続できない場合が多いため、支援方法について検討が必要だと考えています。

(5) 他機関連携と多分野横断課題への取組み

実績・成果

- ・ 芦屋市社会福祉法人連絡協議会に参画している保育園と協力し、ピアニカなどの学用品の提供を受け、経済的困窮世帯へお届けすることができました。
- ・ 他機関と連携して生活相談会を開催しました。
- ・ 重層的支援体制整備事業の一環として総合相談連絡会のリノベーションに取り組み、専門職では対応が難しい社会参加支援についてケース検討を行いました。ケースの検討を通して、参加支援の視点を共有することができました。
- ・ 相談当初の課題は解決したもの、傾聴等の支援を通して関わり続けることにより、生活の安定や精神状態が安定するケースがありました。

課題

- ・ 低収入の高齢者、日本語理解が難しい外国人、ひきこもり状態の人、養育能力に不安がある家庭などが、今後、深刻な状態になる前に相談に結び付くように周知に取り組むとともに、多機関との連携によるチーム支援が必要であると考えています。

【参考】令和5年度総合相談窓口集計

2023(令和5)年度 総合相談集計			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
		新規	21	33	39	38	22	21	29	40	26	19	18	27	333
		2回目以降	1	3	4	1	2	3	1	3	4	0	2	1	25
		計	22	36	43	39	24	24	30	43	30	19	20	28	358
新規	面談		10	12	18	19	10	6	10	21	16	8	6	13	149
	電話		11	20	21	17	11	13	18	15	9	11	11	14	171
	出張相談		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	メール・他		0	1	0	2	1	1	1	4	1	0	1	0	12
気づき	チェックシート 有		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フィードバック 要		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談者	本人		12	26	26	36	15	13	17	30	20	13	16	20	244
	家族		3	4	6	1	5	5	8	8	4	5	2	6	57
	友人・知人		2	0	4	1	1	2	0	1	0	1	0	1	13
	関係機関		1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	7
	地域関係者(民生委員・福祉推進委員など)		1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5
	その他		2	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	7
対象者	性別	男	10	13	14	14	8	7	16	23	16	7	4	13	145
		女	10	20	25	23	13	13	13	17	10	12	14	14	184
		不明	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	年代	～10代	1	0	0	0	1	1	1	2	1	3	0	1	11
		20代	2	2	3	1	0	1	1	0	0	1	0	0	11
		30代	4	4	2	3	4	0	0	0	3	1	1	3	25
		40代	2	3	5	5	3	4	2	5	0	0	0	0	29
		50代	4	3	6	8	5	2	9	5	6	2	2	3	55
		60～64歳	0	2	2	2	1	2	2	1	2	0	1	3	18
		65歳～	3	12	11	9	7	7	10	13	9	11	10	13	115
		不明	5	7	10	10	1	4	4	14	5	1	4	4	69
	対象者区分	高齢者	5	12	13	11	7	7	12	15	10	11	13	15	131
		障がい者	2	3	3	2	4	3	1	6	1	1	0	1	27
		児童	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	6
		離職者(離職して2年未満)	4	3	2	1	4	3	1	1	0	0	1	4	24
		依存症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無職(2年以上就労していない)・ひきこもり	1	2	3	1	1	1	1	0	2	0	0	1	13
		その他	6	15	19	24	4	7	12	19	13	6	4	6	135
	住所	精道	7	12	11	13	4	8	5	12	6	4	4	5	91
		潮見	3	7	11	5	4	3	10	10	10	4	5	6	78
		西山手	2	4	4	4	5	3	4	3	5	2	4	7	47
		東山手	6	2	3	5	3	2	3	3	2	1	3	3	36
		他市	1	2	5	0	2	1	1	3	1	2	1	2	21
		不明	2	6	5	11	4	4	6	9	2	6	1	4	60
相談内容(重複あり)	介護保険・福祉制度について		1	4	4	3	2	1	2	6	1	4	4	5	37
	生活(衣食住の欠如)について		9	8	4	9	5	5	3	4	7	5	5	4	68
	経済・法律問題(多重債務等)		8	18	24	21	13	8	18	22	16	12	8	17	185
	家族との関係について(DV・虐待)		1	2	3	0	0	1	2	2	2	0	1	3	17
	健康(疾患・障がい等)・病院について		1	3	6	2	4	0	2	3	5	2	2	2	32
	メンタルヘルス(こころ、依存症等)		0	1	2	2	1	1	2	0	0	0	1	2	12
	介護予防について		0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	就労について		3	3	2	2	3	3	1	2	2	0	1	0	22
	役所の手続きについて		2	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	7
	社会的孤立について		1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	不安・話し相手		0	0	0	1	0	3	0	1	0	1	0	1	7
	その他		3	3	5	7	3	6	6	9	5	3	2	3	55
対応	他機関紹介		6	7	10	6	5	7	11	11	7	6	8	17	101
	傾聴のみ		2	3	6	5	0	4	2	2	5	2	0	0	31
	他機関・他制度つなぎ		13	23	23	27	17	10	16	27	14	11	10	10	201
つなぎ先(重複あり)	生活困窮者自立相談支援事業		7	10	6	11	5	3	9	10	10	4	5	5	85
	精道高齢者生活支援センター		1	2	2	2	0	1	0	1	1	1	0	1	12
	西山手高齢者生活支援センター		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
	東山手高齢者生活支援センター		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	潮見高齢者生活支援センター		1	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0	7
	保健センター		1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	5
	子ども家庭相談室		1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5
	障がい一般相談		0	0	1	2	3	2	1	5	0	1	1	0	16
	障がい基幹相談		1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
	障がい者就業・生活支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	権利擁護支援センター		0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
	行政関係機関		0	1	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	6
	生活福祉資金		4	9	12	9	7	3	4	3	3	5	2	1	62
	税務署		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社協 地区担当		1	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	6
	CM		0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	その他		1	0	3	2	1	0	1	3	0	0	1	1	13

II 家計改善支援事業（任意事業）の実績

＜事業の概要＞

家計改善支援とは、支援員（家計改善支援員）が、家計に困り事を抱える相談者（生活困窮者）からの相談に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を共有し、家計の視点から相談者とともに生活困窮からの出口を見つけ出す支援です。

相談者それぞれの境遇や潜在的なニーズを把握し、必要な情報提供や専門的な助言、関係機関への同行等を通して、相談者の自立を促し、相談者とともに家計の改善に取り組めます。

最終的には、相談者自身が将来にわたって家計を自己管理できる力を育み、早期に生活を再生することを目指します。

1 支援実績

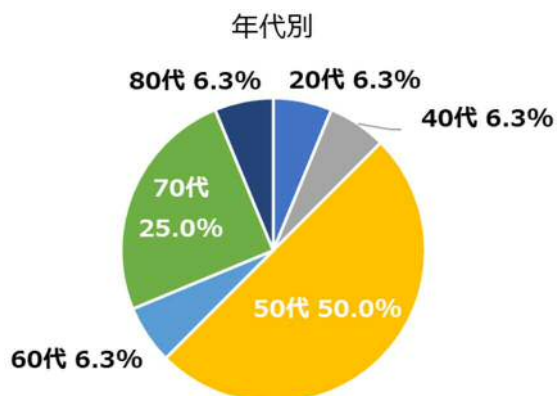
(1) 新規面談の家計再生プラン実績

【図表 1-1①】新規面談の家計再生プラン実績集計表

新規面談の家計再生プラン実績集計表（2023年4月～2024年3月）

家計相談支援内容		件数	割合	
相談者数合計（人）		16	100%	
性別 男性（人）		7	44%	
性別 女性（人）		9	56%	
年齢（平均）		57.9	-	
①相談時家計表作成		15	94%	
②家計計画表作成		15	94%	
③キャッシュフロー表作成		7	44%	
④家計再生プラン作成		16	100%	
		件数	プラン割合	件数割合
家計再生プランの支援内容	⑤家計相談の継続	16	100%	100%
	⑥債務整理	2	13%	13%
	⑦貸付あっせん	0	0%	0%
	⑧GC緊急対応資金	-	-	-
	⑨食糧支援	0	0%	0%
	⑩年金・手当の増収	0	0%	0%
	⑪就職による増収	0	0%	0%
	⑫就学援助	0	0%	0%
	⑬各種減免	1	6%	6%
	⑭納付相談	2	13%	13%
	⑮債務整理以外の法律相談	0	0%	0%
	⑯住居確保給付金	0	0%	0%
	⑰生活保護	1	6%	6%
	⑱その他	2	13%	13%

【図表 1-1②】 年代別



【図表 1-1③】 就労状況



新規相談件数は 16 件となっています。キャッシュフロー表の作成については相談者の状況に応じて作成するよう工夫をしています。相談者の内訳としては 50 代が最も多く、職業では派遣の割合が最も多くなりました。

自営業については経営がうまくいかず行き詰っているとの相談が中心で、それ以外については非正規雇用で収入が安定しないケースが多く見られました。無職については、家計表で安定した生活に必要な収入の目安を見える化し、就労支援と連携した支援を行っています。

(2) 支援実績の集計

【図表 1-2】 家計改善支援事業の支援実績集計表

支援内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
面談同席（同意なし）							1		1	1			3
初回相談（同意あり）	2		3	2	2		1	1		2	2	1	16
継続相談（同意あり）	11	4	5	10	8	8	7	10	5	7	13	9	97
延べ相談	13	4	8	12	10	8	9	11	6	10	15	10	116
プラン作成	2		3	2	2		1	1		2	2	1	16
食糧支援									1				1
弁護士同行	1										1		2
自宅訪問相談	2			1									3
市債権管理課	3	1	1	3	1		1	1	1		1	1	14
市国保窓口	2	1	1	3	1	1	2	1	1		1	1	15
市年金窓口				1									1
市住宅管理センター													0
市水道お客様センター	1	1	1	1	1								5
市生活援護課											1		1
その他市役所窓口				1							2		3
税理士同行								1					1
税務署同行													0
年金事務所同行													0
ハローワーク同行					1								1
携帯電話店同行													0
不動産店同行													0
銀行同行				1									1
支援調整会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
終結	2	1				3		1		2			9

今年度の延べ相談件数は 116 件となっています。うち同行支援は延べ 44 回行い、自立相談支援機関と連携した支援ができました。

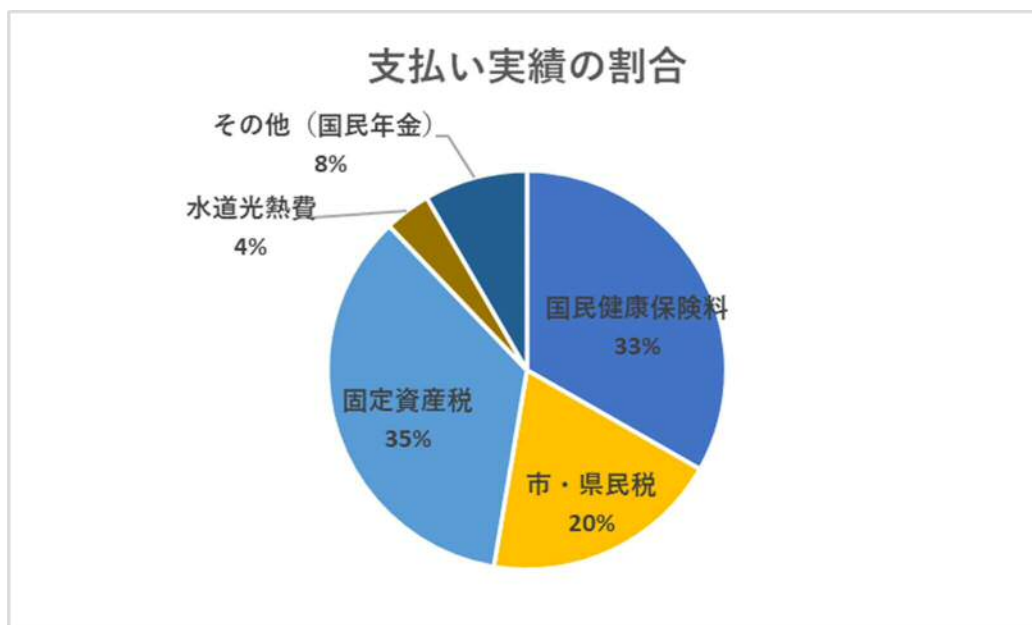
また今年度の未利用者はなく、同意なしで相談に入った 3 件すべてが事業利用につながりました。

(3) 滞納金の支払い

【図表 1-3①】滞納金支払い実績表（全 6 ケース）

保険・税	滞納額 (支援当初)	支払い合計
国民健康保険料	1,669,287	872,600
後期高齢者医療保険料	0	0
介護保険料	0	0
市・県民税	834,920	508,740
固定資産税	30,000	922,840
自動車税	7,280	0
他（市営住宅家賃）	122,000	0
他（市営住宅共益費）	12,000	0
他（ ）	0	0
水道光熱費	83,387	98,885
その他（国民年金）	195,060	219,740
合計	2,953,934	2,622,805

【図表 1-3②】支払い実績の割合



令和 5 年度は累計で 2,622,805 円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約 96.2%で総額 2,523,920 円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。

支払い実績の割合では、固定資産税が最も多く、次いで国民健康保険料、市・県民税、国民年金、水道光熱費の順となっています。

(4) 周知・啓発

【図表 1-4】周知・啓発実施件数

周知先	アウトリーチ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
生活援護、自立相談、研修				1										1
ひだまりの会(ひきこもりの子供を持つ親の会)		1												1
くろまつ(就労準備支援事業プログラム)		1			1			1	1				1	5
県立高校	●							1					1	2
社会福祉協議会 実習生						1				1			1	3
阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会			1											1
家計改善支援事業研修会					1									1
債務整理勉強会					1									1
生活困窮者自立相談支援事業従事者研修										1				1
		2	1	1	3	1	0	2	1	2	0	0	3	16

行政や学校、他事業所等に向けて周知・啓発を行いました。アウトリーチについては、自立相談支援事業と就労準備支援事業とともに連携し進めることができました。

また、就労準備支援事業と連携し、金銭講座等の開催やプログラムへの参加を通じて社会的孤立へのアプローチを行いました。

2 成果と課題

(1) 周知・啓発

実績・成果

- ・ 内部に向けての事業説明会を5回、アウトリーチとして県立高校での事業説明を1回、阪神7市・丹波篠山市担当者会での事業説明を1回、社会福祉協議会実習生に実習過程における事業説明を3回実施しました。
- ・ 内部に向けて債務整理勉強会を開催し、47名の参加実績となりました。
- ・ 県立高校の生徒、教員を対象としたライフプランニング講座を1回開催しました。
- ・ 兵庫県主催の研修にて家計改善支援事業の講師を1回担当しました。
- ・ チーム「Yoake」のパンフレットを500部作成し、窓口への設置や関係機関に配布しました。
- ・ 就労準備支援事業主催のつどい場「くろまつ」にて、社会的孤立に関連する講座を開催したことがきっかけで、対象者が他者とつながるきっかけにもなりました。

課題

- ・ 今年度は学校や研修会において講師依頼をいくつかいただくなど、これまでよりも家計の問題について重要視する動きが高まっていることを実感しました。その中で家計改善支援事業の担う役割は大きく、今後も継続してアウトリーチ等に努めていく必要があると考えています。

(2) 支援内容

実績・成果

- ・ 同行支援計 44 回、自宅訪問 3 回行いました。
- ・ 社会福祉協議会と連携し、生活相談会を開催。出張相談と 20 世帯へ食糧支援を行いました。
- ・ 滞納金について、家計支援ツールを使用した支払い計画書の作成や同行支援により、令和 5 年度末までの累計で 2,622,805 円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約 96.2%で総額 2,523,920 円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。
- ・ 他事業と連携することで、本事業が終結した対象者であっても、チームの一員として関わりを継続することができました。
- ・ 収納関係課への同行支援において、保険課や債権管理課の窓口担当者に家計表を配布し、相談者の家計の現状を踏まえた今後の納付計画を見える化することで、納付相談を円滑に進めることができました。

課題

- ・ 納税の意思がない方に向けて、どのようにご理解をいただき、円滑な納税に結び付けられるかが課題であると考えています。

(3) 各種協議

実績・成果

- ・ 定例開催の会議等に参加し、他機関との情報共有を行いました。
- ・ 事例検討会に参加し、関係機関と共に個別ケースについて検討を行いました。
- ・ 他機関の支援員等に家計の現状を定量的に評価してもらえるようになり、円滑に支援へつなげることができました。

課題

- ・ 今後も継続して周知等を行い、他機関からつながりやすい環境作りが必要であると考えています。

(4) 支援体制の強化

成果

- ・ 国、県が開催する研修やグリーンコープが独自で行う研修に可能な限り参加し、その内容を相談に活かすことができました。

課題

- ・ 今後も可能な限り研修等へ積極的に参加し、相談支援に活かしていきたいと考えています。

III 就労準備支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供や就職活動に向けた知識や技法の習得等の就労自立に関する支援までを行います。

1 支援実績

(1) 就労準備支援事業の相談分析

【図表 1】就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全 8 件）

	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※
1	R4-A (50 代男性)	17 か月	14	43	0	15	73
2	R4-D (50 代男性)	17 か月	0	0	12	0	0
3	R5-B (50 代女性)	11 か月	35	86	0	15	66
◎ 4	R5-O (30 代男性)	11 か月	20	51	0	10	73
5	R5-M (30 代女性)	10 か月	28	44	0	10	32
◎ 6	R5-P (50 代男性)	7 か月	20	36	0	1	64
◎ 7	R5-F (50 代男性)	2 か月	6	12	0	0	9
8	R6-C (50 代女性)	1 か月	6	14	0	3	0

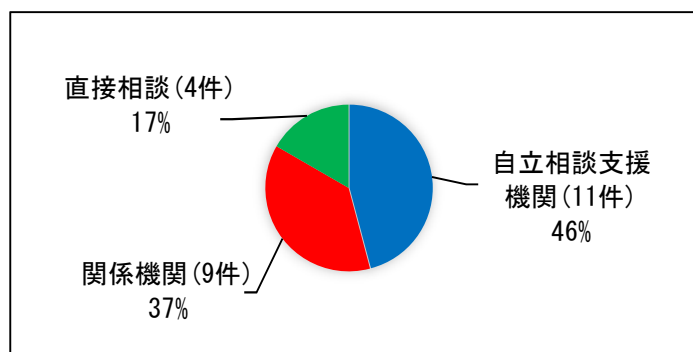
※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

◎4. 6. 7 の対象者は社会参加推進事業利用から就労準備支援事業利用につながったかたになります。

【図表 1-2】就労準備支援事業利用者終結状況（全 3 件）

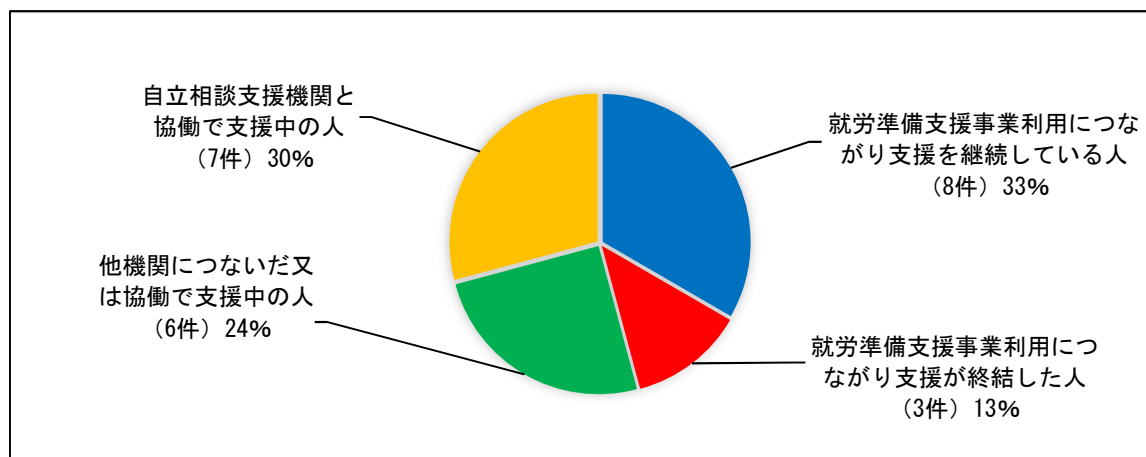
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※	備考
1	R3-Y (50 代男性)	24 か月	45	125	1	17	78	本事業利用を経て就職。
2	R3-L (20 代男性)	12 か月	24	94	3	23	135	本事業利用を経て就職。
3	R4-E (30 代女性)	12 か月	29	50	0	11	71	本事業利用を経て就職。

【図表 2-1】就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 24 件）



経路の内訳は、自立相談支援機関からが半数近くを占めます。もう半数以上は若者相談センター「アサガオ」、阪神南障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業等の関係機関からの紹介や来所等の直接相談で本事業窓口につながりました。

【図表 2-2】就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類（全 24 件）



本事業担当者が関わったケースの約半数が本事業利用につながっています。（終結したケース含む）残りの半数のケースでは、自立相談支援機関や他機関と協働しながら本事業利用に向けた伴走型の支援や、社会参加の機会として関わっています。ケースの中には、自立支援医療や障がい者手帳を所持していても、福祉サービスの利用まで進めない方もおられます。つどい場「くろまつ」や寄ってカフェ、農作業を通して、外に出る機会や人と関わる機会がもてる場が少しずつ増加し、定期的に外に出る機会が増えて福祉サービスにつながる方、福祉サービスの利用までのつなぎとして参加される方もいます。

【図表 3】就労準備支援事業未利用者への支援状況（全 13 件）※社会参加推進事業での参加含む

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R3-H (50 代男性)	1	0	4	0	0	障がい者相談支援事業と協働
2	R4-H (40 代男性)	1	0	0	0	8	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業で関わり→福祉サービス利用
3	R4-I (40 代男性)	0	3	0	0	35	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
4	R4-T (40 代男性)	0	2	0	0	0	自立相談支援事業と協働 (若者相談センター「アサガオ」からの紹介)
5	R5-G (20 代男性)	1	8	0	0	7	阪神南障がい者就業・生活支援センター 障がい者相談支援事業と協働
6	R5-A (20 代女性)	0	2	0	0	0	自立相談支援事業と協働 (若者相談センター「アサガオ」からの紹介)
7	R4-J (30 代女性)	2	2	0	0	11	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
8	R5-C (10 代男性)	4	5	0	0	6	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
9	R5-D (30 代男性)	2	0	0	0	2	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
10	R5-E (20 代男性)	1	3	0	0	0	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり

11	R5-H (50 代男性)	5	7	0	0	7	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
12	R6-B (40 代男性)	7	3	0	0	0	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
13	R6-D (60 代女性)	1	3	0	0	2	障がい者相談支援事業と協働

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

【図表 4】本事業利用後（終結後）の社会参加推進事業での参加状況

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R2-J (30 代男性)	0	6	0	0	2	寄ってカフェ等に参加
2	R3-N (30 代女性)	0	15	0	0	37	障がい者相談支援事業と協働 畑作業等に参加

本事業利用後も社会参加の機会として、寄ってカフェや畑作業等に参加しながら他者とコミュニケーションをとったり、現在事業利用されている方達と関わりをもつ機会もあります。

(2) 社会資源の開拓

(芦屋社会福祉協議会・阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表 5】ボランティア・見学・実習 可能事業所

	事業所名	所在地	内容
1	株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本、CD、DVDのピッキング等
2	あしや温泉	芦屋市	館内清掃
3	社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ、水やり 野菜作り
4	就労支援カフェ CACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業
5	就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
6	NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
7	ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
8	婦木農園	丹波市	農業体験、酪農体験（合宿も可）
9	山村ロジスティクス	西宮市	食品等のピッキング
10	エルホーム芦屋	芦屋市	グループ活動体験（花壇のお世話、庭掃除）
11	株式会社プランツ・キューブ/ワーク・キューブ	芦屋市	喫茶作業、軽作業、パソコン操作
12	株式会社ポップ・アイディー	芦屋市	パソコン作業
13	芦屋市シルバー人材センター	芦屋市	事務作業
14	社会福祉法人 山の子会 芦屋アフタースクール	芦屋市	指導員補助
15	芦屋市保健福祉センター	芦屋市	消毒作業、花の水やり、植え替え
16	芦屋市立図書館	芦屋市	書架整理、除籍資料梱包、季節催事の飾りつけ作成 や展示、PC入力等、園芸、清掃
17	(株) リュリュ	芦屋市	内職作業の提供（期間限定）

18	(株) 潮芦屋マリナーエアセンター	芦屋市	足湯の清掃、コンビニエンスストアでの清掃、品出し業務、敷地内の植栽等
19	公益財団法人 木口福祉財団	芦屋市	作業スペースの貸与
20	(福) 明倫福祉会 愛しや	芦屋市	シーツ交換、消毒作業、タオルたたみ
21	生活協同組合 コープこうべ	芦屋市	めーむひろばでの仕分け、受け渡し作業等
22	(福) 聖徳園 ・あしや聖徳園 ・ケアステーション あしや聖徳園 ・養護老人ホーム 和風園	芦屋市	館内消毒、掃除、清掃、洗車(随時)、車いす掃除(メンテナンス)、フリースペースふらっと内の掃除、共用廊下、庭の掃き掃除、花の水やり、イベント時の準備、片づけ、館内の消毒
②③	神戸大学海事科学研究所	神戸市東灘区	見学のみ可能。(構内清掃)
②④	リード芦屋	芦屋市	カフェ業務

*No②③、②④は、今年度新規開拓した事業所

今年度は、2件の就労体験先、見学先を開拓しました。就労体験を経て就職された方もおり、就労体験を経験することで、就労に向けた次のステップに進むことができました。今後も本事業利用者と関係性を築きながら、実施していきたいと考えております。

(3) 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表 6】就労に向けた講座・パソコン講座メニュー

開催月	項目	内容
5月	ビジネスマナー講座	社会人として必要な一般的なマナーを学ぶ
6月	ビジネスマナー講座(実践編)	社会人として必要な一般的なマナーを実技にて演習する
7月	履歴書の書き方(その1)	履歴書でのアピールポイント、事務職で重要な事
8月	履歴書の書き方(その2)	書類選考で突破しやすい履歴書の書き方を学ぶ
9月	Officeソフト実技(その1)	Wordの操作説明、画面構成、文字入力、書式設定、名前を付けて保存
10月	Officeソフト実技(その2)	ビジネス文書作成、PDF化保存
11月	Officeソフト実技(その3)	Excelの操作説明、画面構成、格子状の表作成、データ入力、オートフィル、SUM関数
12月	Officeソフト実技(その4)	帳票類作成、掛け算、IF関数
1月	Officeソフト実技(その5)	PowerPointの操作説明、画面構成、スライドのレイアウト、図形やグラフの挿入
2月	Officeソフト実技(その6)	現金出納帳の作成①
3月	Officeソフト実技(その7)	現金出納帳の作成②

(4) 周知・啓発

今年度も自立相談支援事業担当者、家計相談支援事業担当者と連携して近隣の高校(市内1校)を訪問し、進路担当者をはじめとした教員の方、生徒へ事業の案内を行いました。

今後も学校との連携を継続し、本事業でできることの周知・啓発や、今後困ったときに気軽に相談できるような関係性を築いていきたいと考えています。

本事業の愛称を事業利用者の方と考え「One すてっぷあしや」と名前を付けました。愛称のロゴがついたエプロンを寄ってカフェ開催時に着用し、本事業を知ってもらうきっかけになるよう活動しています。また、参加者同士でコミュニケーションをとるなど、協力する場面がみられました。

2 成果と課題

(1) 地域での居場所・役割

実績・成果

- ・若者相談センター「アサガオ」からつながった方で、寄ってカフェにご家族と来店するところからはじまり、少しずつ外に出られるようになり、プログラム参加や就職につながりました。
- ・つどい場「くろまつ」を継続して実施しました。39回開催し、延べ人数165名の参加となり、前年度よりも参加者数が増加しました。参加者からは、「朝起きられるようになり、日中寝ていた睡眠のリズムが変化した。」「体操プログラムは運動不足予防に良い」「パソコンに触れる機会が普段ないので勉強になる」と感想をいただいています。

課題

- ・継続して自立相談支援事業の関わっているひきこもりのケースで本事業につながっていないケースもあるため、情報共有を行いながら、アウトリーチを実施していきます。

(2) 周知・啓発

実績・成果

- ・愛称をみんなで考え、愛称のロゴマークの着いたエプロンを着用して活動することで、寄ってカフェを開催時、参加者同士のコミュニケーション機会の増加や帰属意識をもって参加することができました。

課題

- ・事業内容の取り組みについて周知できるよう引き続き取り組んでいきます。

(3) 就労支援

実績・成果

- ・寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、就労体験等のプログラムを経て3名が就職しました。

- ・対象者のニーズに合わせて見学先や就労体験先を2件開拓しました。就労体験に参加することで、「働くイメージができた」「自分にもできることがあると感じた」と、自信につながった方もおられ、就労に向けてのステップアップにつながりました。

課題

- ・多様な対象者のニーズに合わせたプログラムや体験先を今後も開拓していきます。
- ・対象者の就労に向けての意欲について確認しながらプログラムを進めていきます。

(4) 相談支援体制の機能強化

実績・成果

- ・自立相談支援機関、若者相談センター「アサガオ」、阪神南障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業等の関係機関と連携することで、8件が本事業の利用につながりました。
(継続2件、新規6件)
- ・自立相談支援機関や他機関と継続して綿密に連携、早期からの面談の同席、定期的な打ち合わせにより情報の共有に努めました。
- ・就労相談のうち、障がい者手帳を所持しておらず、日中活動の場がない方に対して、つどい場「くろまつ」を通して参加の場の提供ができました。
- ・本事業で実施している内容について関係機関と共有することで、本事業の利用者、つどい場「くろまつ」、「農作業」に参加する方が増加しました。

課題

- ・継続して本事業のプログラムや内容について、継続して周知しながら、連携をさらに強化していきます。

IV 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

まなびの場の環境（学校以外での学習の機会等）が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、学習支援利用者の保護者への支援を併せて実施するものです。

【図表 1 学習支援の実施体制】

名称	役割
学習支援相談員	（社会福祉法人山の子会の事業担当者） ・ 地域まなびの場支援事業全体の統括 ・ 「学習支援」、「居場所」、「養育支援」等の企画・実施 ・ 「学習支援」利用希望者の面談、事業の詳細説明
学習支援員	（元学校教員、元塾講師、学生等） ・ 「学習支援」の講師 ・ 「居場所」、「養育支援」の補助

※学習支援員が同時に学習支援する子どもの数は、1人当たり最大3人以内。

1 支援実績

(1) 学習支援

ア 利用申込み

【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人、世帯)

区 分	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
令和5年度新規申込数	1	1	0	2	2
総申込数	5	7	11	23	16

前年度から引き続き、自立相談支援事業及び福祉部生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、利用登録をすることができました。本年度の新たな利用登録は2世帯2名でした。

イ 実施状況

毎週2回実施、1回あたり3時間

ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人、世帯)

区 分	開催回数	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
合計	98回	184 (2)	214 (4)	98 (5)	496 (11)	6

※ () 内は実人数

エ 進学状況（令和 6 年 3 月末）

公立高校 2 名 公立高校（高等部へ進級）2 名 通信制高校 1 名 私立大学 1 名
高校卒業後進路不詳 2 名

(2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」）

ア 実施状況

毎月 3 回から 4 回（金曜日 午後 4 時から午後 6 時（一部の回は午後 7 時すぎまで開催））
※令和 6 年 3 月から、参加実態に合わせて午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までに変更

イ 利用状況

【図表 1-3 「ひみつきち」利用状況】

(人)

開催回数	区分	未就学	小学生	中学生	高校生	その他※	合計	1 回あたり参加者数
39 回	利用者数	92	100	2	1	366	561	14.38
	うち学習支援利用者		1	0	0		1	

※その他：未就学児の保護者、高齢者等

ウ 企画内容

【図表 1-4 「ひみつきち」企画内容一覧】

	目的	催事名	実施回数	1 回あたり参加者数
1	低学年・未就学児向けの科学の遊び体験	かがくの実験室	3 回	21.66 人
2	子どもが大好きな高齢者との風船人形づくりを介しての触れ合い	バルーンアート	1 回	20.00 人
3	Eテレで大人気の「ピタゴラスイッチ」の世界の体験	ふしぎなそうちのお時間	2 回	17.00 人
4	科学への好奇心喚起のために	宇宙のひみつにチャレンジ	7 回	16.57 人
5	親子の健康増進のために	キッズ ヨガ	5 回	15.40 人
6	大自然への視野を拓げるために	地球のお話	4 回	14.00 人
7	過去の稀少な映像作品による触発	ひみつきちシアター	5 回	13.60 人
8	多世代の交流の場づくりとして	笑いヨガ	7 回	13.29 人
9	街の演奏家との音楽による交流	ひみつきちコンサート	1 回	12.00 人
10	郷土への関心増加のために	芦屋のれきしたんけん	3 回	5.33 人
11	本と親しむために	読書のひととき	1 回	4.00 人

計 39 回

「実際の参集以外での開催方法」を模索するため、令和4年度よりインターネットを活用した動画ライブ配信も適宜試行していましたが、参加者の姿や音声の不用意な流出、会場で使用するコンテンツの著作権の問題などが懸念されることから、年度初めの2回実施後に取りやめることとしました。

【開催例】 宇宙のひみつにチャレンジ



【開催例】 ひみつきちコンサート



【開催例】 かがくの実験室・天体観望



【開催例】 笑いヨガ



「座学」や「鑑賞会」に比べて、参加者が工作を行う「ワークショップ」形式の方が、年少者を中心に参加数が増加する傾向があることがわかってきました。

また、会場のライフサポートステーションの近隣に住む小学生などが、頻繁に参加する事例も見られるようになり、高齢者の参加が多かった「笑いヨガ」なども活気づいてきました。発足から5年でまだ微々たるものですが、ようやく地域の中で一定の認知度が出てきたと考えています。

なお、終了時刻を延長して開催した天体観望会は、3回とも悪天候となったため、次年度以降も再挑戦したいと考えています。

(3) 養育支援

【図表 1-5 相談件数・人数】

相談件数	39 件	相談人数	39 人
------	------	------	------

主な相談内容

- ・子どもと親の関係
- ・高校受験についての相談
- ・大学進学についての相談
- ・学校生活でのいじめ問題等
- ・不登校、ひきこもり等

受験勉強と生活状況など複雑な問題が絡み合った相談事例がありました。必要に応じて、関係機関と情報共有も行いました。

2 成果と課題

(1) 学習支援について

実績・成果

- ・高校受験や大学進学に向け、授業等のフォローアップや進路選択に向けた相談支援を行いました。
- ・学習以外の子どもの居場所になるように、勉強の休憩時間を利用してスポーツやゲームを取り入れる等、年齢を超えた交流の場づくりを行いました。
- ・勉強に集中できる環境づくりや社会性の育成等、学習面・生活面でのサポートを行うことで、信頼関係を構築することができました。

課題

- ・以前に当教室を利用していたものの、現在は出席が滞っている子どもや、保護者との連絡が途切れてしまった世帯もいるため、子どもだけではなく、保護者との関係性も築いていく必要があります。

(2) 子どもの居場所「ひみつきち」について

実績・成果

- ・広報あしやへの掲載をはじめ、公共施設や近隣の店舗等へポスター掲示やチラシの配布・配架を適宜行い、事業の周知を行いました。
- ・昨年度に比べ開催回数を増やし、参加者数も増加しました。
- ・多様な企画内容や継続実施により、3世代での参加や一定数のリピーターもあり、地域でこの居場所が広まりつつあります。

課題

- ・学習支援対象者や、中学生・高校生の参加が非常に少ないため、企画の再検討を行う必要があります。

(3) 保護者に対する養育支援について

実績・成果

- ・学習支援当日の空き時間や前後の日を利用して、面談や電話による相談活動を行いました。
- ・教室への出席が遠ざかっている子どもの保護者に対し、学習支援相談員から継続してアプローチを行うことで、気軽に相談出来る環境を整えました。

課題

- ・不登校やひきこもり、様々な障がいに関する事等、助言を受けられる相談先を開拓し、きめ細かく相談に対応できる体制づくりについて検討をしていく必要があります。

(4) 他機関との連携

成果

- ・本事業実施にあたり、必要に応じて自立相談支援機関や生活援護課と情報共有や事業の周知等、連携することができました。

課題

- ・子どもの居場所づくりにおいて、子ども食堂等の地域活動団体や自治会等と協働していく必要があります。
- ・個別ケースにおける関係機関との連携は必要に応じて実施しているものの、毎月実施の総合相談連絡会への出席は業務の都合上かなわないため、現在の相談内容の傾向や社会情勢等による相談内容を捉えづらい傾向にあります。

V 事業推進体制

1 芦屋市多機関協働推進委員会

参考資料 1「芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱」に基づき設置

＜目的＞

重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため。

＜設置日＞

平成 28 年 1 月 18 日

＜構成員＞

参考資料 2「芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿」を参照

＜令和 5 年度困窮専門部会＞

1 開催日時

令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 1 時～3 時

2 協議内容

(1) 就労準備支援事業・社会参加支援

- ・就労準備支援事業の実績報告及び令和 5 年度の取組について
- ・〔新規〕社会参加推進事業の令和 5 年度の取組について

(2) 居場所プロジェクト・地域まなびの場支援事業

- ・「居場所プロジェクト」について
- ・地域まなびの場支援事業の実績報告及び令和 5 年度の取組について

(3) 自立相談支援事業・家計改善支援事業

- ・自立相談支援事業の実績報告及び令和 5 年度の取組について
- ・家計改善支援事業の実績報告及び令和 5 年度の取組について

(4) その他

- ・プラットフォーム整備事業補助金の申請について

3 協議結果

今年度から新たに始まった社会参加推進事業を含め、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、地域まなびの場支援事業の各事業の令和 4 年度の実績報告及び令和 5 年度の実施状況について報告し、潜在的なひきこもりの人や不登校のこども等の居場所を必要とする人たち、情報が届いていない人たちにどうアプローチしていくか、多機関協働支援会議等で話し合ってみてはどうかというご意見をいただきました。

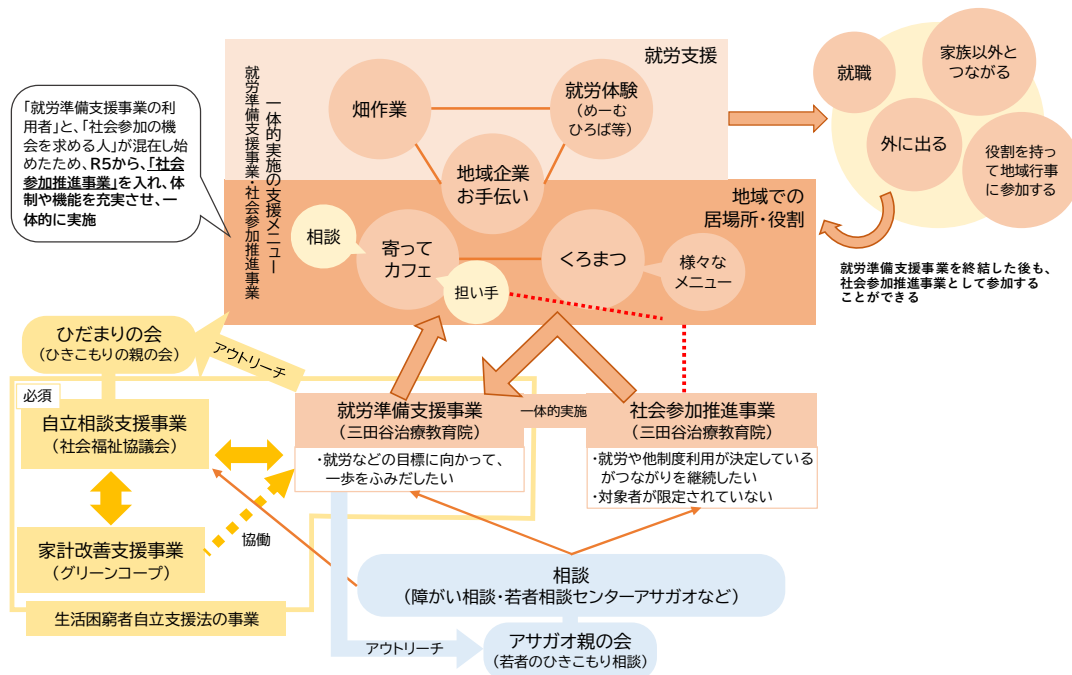
＜令和 6 年度困窮専門部会＞

1 開催日時

令和 6 年 9 月 24 日（火）午前 10 時～正午

2 協議内容

(1) 自立相談・家計改善・就労準備と社会参加の一体的実施について



■一体的実施のメリット

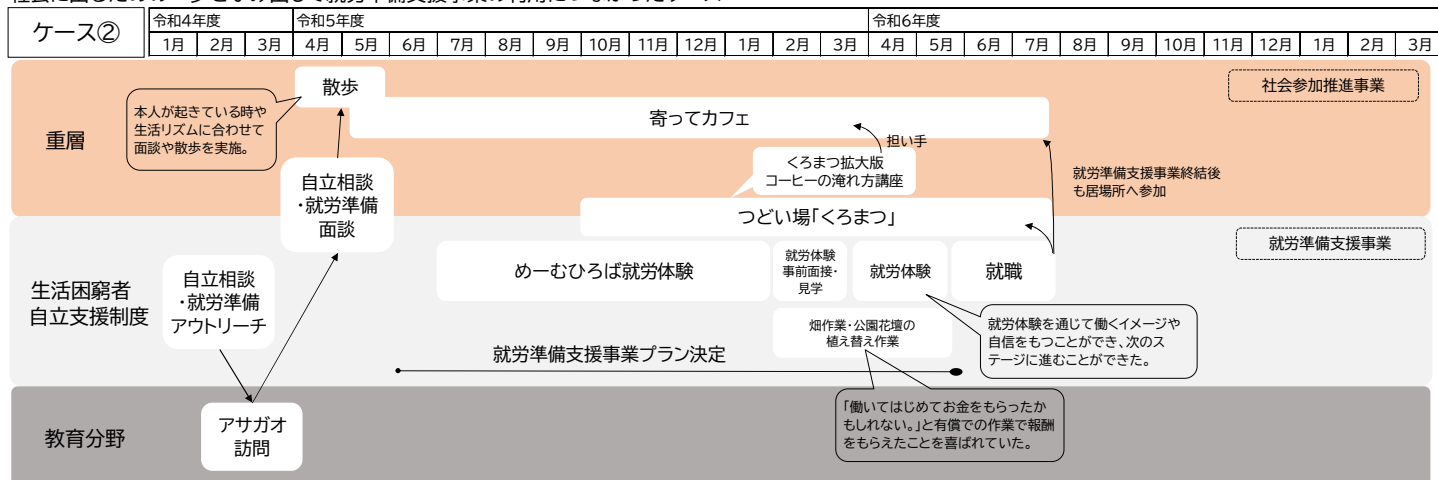
- ・ 日中の活動先がなかったり、「何かしたい」と考えていてもきっかけをもちづらい方に対して、一歩をふみ出すためのアプローチをすることができる。
- ・ 就労準備支援事業の事業利用登録をしなくても、どのメニューも活用できるようになったため、今まで就労準備支援事業につながっていなかった人が、まずは社会参加推進事業につながり、そこから就労準備支援事業の利用に結びつくようになった。
- ・ 就労準備支援事業の終結後も、社会参加推進事業として居場所に参加できることにより、つながり続けることができるようになった。

■成果

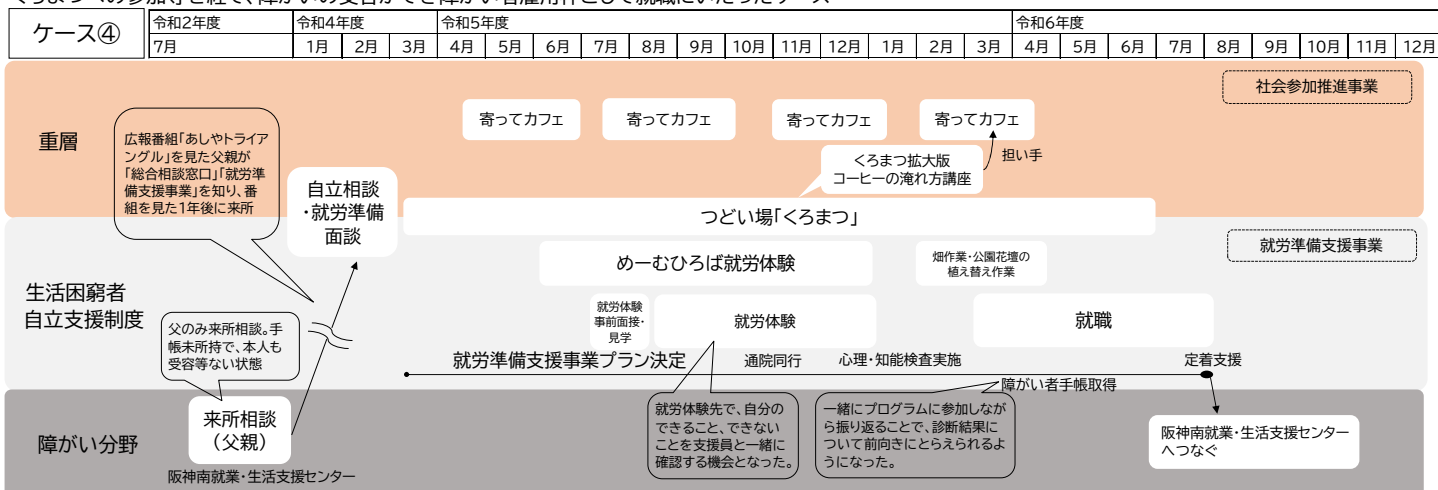
- ・ 社会参加推進事業の利用をきっかけに、家にひきこもり気味だった方が福祉サービス利用に至るケースや、就労体験、就職など次に進むきっかけとなっている。
- ・ 就職した後の社会参加の場となり、職場や生活上の相談ができる場となっている。
- ・ 寄ってカフェに担い手として関わることで、役割を持って他者と関わる機会が持てるようになった。
- ・ 就労体験等のメニューに参加する中で、就労のイメージや社会の中で役割をもつイメージ、他者との関わり方（距離感など）についてイメージが付き、次のステップへの自信につながった。

■参考事例

社会に出るための一歩をふみ出して就労準備支援事業の利用につながったケース



くろまつへの参加等を経て、障がいの受容ができ障がい者雇用枠として就職にいたったケース



(2) 各事業における令和5年度の実績報告と令和6年度の取組について

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 社会参加推進事業
- ・ 地域まなびの場支援事業

(3) その他

3 協議結果

「自立相談・家計改善・就労準備と社会参加の一体的実施について」では、経過記録事例を用いて説明することで、各関係機関との関わり等が分かりやすいといった評価をいただきました。また、対象者の主訴の変化に合わせ、社会参加推進事業の場でも相談につながることを想定し、参加支援（社会参加推進事業）と相談支援（就労準備支援事業）を往復できるような仕組みを検討してもいいのでは、という意見をいただきました。

2 総合相談連絡会

<目 的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

<実施状況>

開 催 日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：14機関（福祉センター、こども家庭・保健センター、特別支援教育センター、地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会地域福祉係（重層的支援体制整備事業含む）、若者相談センター、こども政策課母子父子自立支援相談員、学校支援課、家計改善支援事業）

<令和5年度の成果と課題>

成 果

- ・定例的に短時間で開催することで、情報共有を行い、参加者の負担なく専門職間の顔の見える関係づくりができました。
- ・重層的支援体制整備事業担当者が出席し、多機関協働ケースとして取り扱ったほうが良い事例について検討することができました。
- ・ペアワークやグループワークを取り入れることで、参加者間のコミュニケーションを取ることができました。

課 題

- ・一つのケースを取り上げて検討する事例検討ではないため、支援方針の検討やその後の支援についての協議には至りませんでした。

3 事例検討会

<目 的>

相談対応においてひきこもりの当事者と家族支援の支援方法で迷うことが多いため、学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行うため開催しました。

<実施状況>

開 催 日：令和5年10月5日

参 加 者：中元康雄先生（幸地クリニック 精神保健福祉士）

<令和5年度の成果と課題>

成 果

- ・主に、ひきこもりの状態象を理解し、多くのひきこもりの方の心理状態や生活環境への構造的説明を受け、理解することができました。また、事例においては支援方法を具体的に検討することができ、支援に活用することができました。

課 題

- ・ひきこもり当事者・家族の支援について、より学びを深める必要があります。

4 阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

<開催日>

第1回

令和5年5月12日（金）午後2時～4時

第2回

令和6年2月7日（水）午後2時～4時

<協議内容>

第1回

・研修

「家計改善支援事業」について

・意見交換

①ひきこもり層へのアプローチ方法について

②就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業の一体的実施について

③ヤングケアラーへの対応について

④その他情報交換

・幹事市の確認など

第2回

・意見交換会（各市提案議題等について）

・幹事市の確認など

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌等

令和5年4月～令和6年3月	広報あしや (総合相談窓口、ひだまりの会、ひみつきち、寄ってカフェ)
令和5年4月～令和6年3月	あしやねっと(寄ってカフェ)
令和5年4月～令和6年3月	ためまっぷ芦屋(寄ってカフェ)
令和5年4月	社協だより(総合相談窓口、ひだまりの会)
令和5年7月	社協だより(1面で相談窓口紹介、ひだまりの会)
令和5年10月	社協だより(総合相談窓口、ひだまりの会、「めーむひろば」就労体験)
令和6年1月	社協だより(総合相談窓口、ひだまりの会)

(2) 広報物作成

令和5年4月	寄ってカフェ、くろまつチラシ ※毎月配布
令和5年5月	芦屋市就労準備支援事業「One すてっぷあしや」ロゴマーク作成 芦屋市就労準備支援事業「One すてっぷあしや」ロゴマーク入りエプロン作成
令和5年6月	寄ってカフェのぼり作成
令和5年12月	生活困窮者自立相談支援事業をまとめたパンフレット「YOAKE」作成

(3) 説明会等

令和5年6月	行政等初任者向け権利擁護研修 就労準備支援事業説明 生活保護制度、生活困窮者自立相談支援事業、障がい相談研修会 相談支援連絡会
令和5年7月	「家計改善支援事業～事業説明と支援ツールを活用したノウハウ～」 権利擁護新任職員研修
令和5年12月	若者相談アサガオ、愛護センター職員に事業説明
令和6年3月	ボランティア団体向けに就労準備支援事業、「めーむひろば」の取組説明

2 近隣市との情報交換会等

令和5年4月	生活困窮者自立相談支援事業受託社協阪神ブロック連絡会
令和5年5月	川西市 就労準備支援事業担当者と情報共有 阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会
令和5年9月	いきがいさがし出張居場所

3 職員研修

- 令和5年5月 生活困窮者自立支援制度担当者会議出席
- 令和5年6月 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度研修会
- 令和5年7月～10月 相談支援スキルアップ研修会
- 令和5年8月 ほっとかへんネットワークカー情報交換会
阪神間ほっとかへんネットワークカー情報交換会
- 令和5年9月～11月 主任相談員養成研修
- 令和5年10月 思春期関連問題研修会&電子居場所合同シンポジウム
- 令和5年10月～11月 相談支援員養成研修
- 令和5年11月 専門的分野セミナー「障がい者と仕事における法律相談の活用について」
- 令和5年12月 生活困窮者自立相談支援事業従事者研修
生活困窮者自立支援制度人材養成研修テーマ別研修（オンライン）
- 令和6年1月 生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修（近畿ブロック）
ほっとかへんネットワークカー情報交換会
自殺対策研修
- 令和6年3月 芦屋市「家賃滞納者への支援」

VII 参考資料

1 芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため、芦屋市多機関協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 相談支援、参加支援や地域づくりを意識した多機関が協働する体制の整備に関すること。
- (3) 前号の課題解決に向けた具体的な活動の推進に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 児童福祉関係者
- (11) 学校教育関係者
- (12) 市民参画活動支援団体関係者
- (13) 行政関係者
- (14) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関連する課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、委員長が指名する。

5 部会長は、専門部会を主宰する。

6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。

9 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。

(プロジェクトチーム)

第8条 委員会は、多機関協働の推進を図る上で必要と認めるときは、プロジェクトチームを組織することができる。

2 プロジェクトチームにはリーダーを設置し、リーダーは、委員長が委員の中から指名し、当該指名された委員は、その実務に従事する。

3 プロジェクトチームの構成員については、前項で指名を受けたリーダーが選出することができる。

4 前項の規定に関わらず、市長は委員長の意見を聴き、委員以外の者をプロジェクトチームの構成員に選出することができるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿

令和5年度

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 特任教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会	有田 幸生
	芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	押場 美穂
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官	尾崎 明芳
	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	芦屋市権利擁護支援センター センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター 関係者	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹の業務担当	上田 利重子
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	芦屋市障がい者基幹相談支援センター センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター 理事長	杉江 東彦
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長	山川 範
	芦屋市民生児童委員協議会 副会長	山本 眞美代
市民参画活動支援団体関係者	特定非営利活動法人あしやNPOセン ター	株本 就子
児童福祉関係者	こども家庭・保健センター 係長	高橋 和稔
学校教育関係者	学校支援課 課長	坪井 政人
行政	こども福祉部 部長	中山 裕雅

令和6年度

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 特任教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会	有田 幸生
	芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	押場 美穂
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 統括職業指導官	新妻 佐奈江
	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	芦屋市権利擁護支援センター センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター 関係者	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹の業務担当	上田 利重子
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	芦屋市障がい者基幹相談支援センター センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター 相談支援事業所長	石田 享子
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長	山川 範
	芦屋市民生児童委員協議会 副会長	山本 眞美代
市民参画活動支援団体関係者	特定非営利活動法人あしやNPOセン ター	株本 就子
児童福祉関係者	こども家庭・保健センター 係長	中島 匠
学校教育関係者	学校支援課 係長	佐藤 菜穂子
行政	こども福祉部 部長	山田 弥生

令和5年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

事務局
芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業・社会参加推進事業受託機関)
社会福祉法人 グリーンコープ (家計改善支援事業受託機関)
社会福祉法人 山の子会 (地域まなびの場支援事業受託機関)
こども福祉部福祉室地域福祉課

令和 5 年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

令和 6 年 9 月

発 行 芦屋市

〒659-0051

兵庫県芦屋市呉川町 14 番 9 号

T E L 0797-38-2040

F A X 0797-31-0614

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編 集 芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課

